

経済産業省

20120919 商第 12 号

ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

経済産業大臣 枝野 幸男

ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領

安全功労者表彰要領（昭和 35 年 5 月 19 日事務次官等会議申合せ）5（2）に基づく表彰のうち、ガス保安功労者に対する経済産業大臣表彰は、毎年度この要領に基づいて行うものとする。

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰実施時期

原則として毎年度 11 月に行う。

3. 表彰の対象及び表彰数

（1）ガス保安功労者経済産業大臣表彰（以下「経済産業大臣表彰」という。）の対象は、ガス製造・ガス供給事業者の部、ガス小売事業者の部、ガス事業者の部、個人の部及び団体の部とする。

① ガス製造・ガス供給事業者の部

ガス製造事業者及びガス導管事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者及びガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 105 条に規定する準用事業者を含む。）のガス保安業務を直接統括する事業場であって、ガス保安の確保に顕著な功績があり、社会の模範として表彰に値する者を対象とする。また、表彰の対象とする単位は、工場、営業所、会社の部門・課等も可とする。

② ガス小売事業者の部

ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を含む。）であって、ガスの使用

者の安全の確保に顕著な功績があり、社会の模範として表彰に値する者を対象とする。また、表彰の対象とする単位は、営業所、会社の部門・課等も可とする。

③ ガス工事業者の部

ガス工事業者であって、ガス保安の確保に顕著な功績があり、社会の模範として表彰に値する者を対象とする。また、表彰の対象とする単位は、営業所、会社の部門・課等も可とする。

④ 個人の部

次のイ. から二. のいずれかに当てはまり、社会の模範として表彰に値する者を対象とする。

イ. ガス主任技術者

ガス主任技術者であってガス保安の確保に功労があった者その他特にガス保安の確保に功労がある者。ただし、上申時において、在職中ではない者又はガス主任技術者としての従事期間が通算10年未満の者は除く。

ロ. ガス保安関係永年勤続者

ガス保安関係の職務（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）のガス導管供給の保安関係業務に従事した期間を含む。）に現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ、保安関係の職務に従事した期間が通算25年以上の者。

ハ. 災害等非常の場合のガス保安功労者

災害その他非常の場合においてガス保安の確保に努め、公共の安全の維持について顕著な功績が認められる者。

二. ガス主任技術者又はガス保安関係永年勤続者以外の者

次に掲げる要件のいずれかに該当する者

- a. ガス主任技術者免状その他ガスの保安に係る国家資格取得者数の向上や、保安教育を始めとする保安確保のための普及、啓発活動などにおいて顕著な功績があり、その取組が他の事業者の模範となった実績を有する者
- b. 保安業務監督者であって、消費機器に関する保安やガスの使用者の安全の確保等の保安業務において顕著な功績があり、その取組が他の事業者の模範となった実績を有する者
- c. 保安の向上に資するガス機器・装置・情報通信技術等の研究、技術開発又は普及促進などにおいて顕著な功績が認められ、かつ、国の審議会や全国規模の研究会等において、我が国のガス保安施策に重要な貢献をなした実績を有する者

⑤ 団体の部

ガス保安に関係がある団体であって、次のイ. からハ. のいずれかに当てはまり、社会の模範として表彰に値する者を対象とする。

団体については、法人、協会、組合、部会、会社及び会社内の部、課、チーム等広く捉え、①から④までの規定にかかわらず表彰の対象とすることができる。

イ. 経年管対策の推進に顕著な功績が認められる者

ロ． 災害その他非常の場合において、ガス保安の確保に顕著な功績が認められる者

ハ． その他保安の向上を促進する機器・装置・情報通信技術等の研究開発、考案、発明若しくは普及活動で顕著な功績が認められる者又は改善、教育の推進若しくは研究で顕著な功績が認められる者

なお、ハ.については、技術開発部門と普及促進部門とに功績を区分して、それぞれ表彰することも可とする。

(2) 表彰数は原則として各部合計35件程度とする。

(3) 次のイ. 若しくはロ. に該当するガス製造事業者、ガス供給事業者、ガス小売事業者、ガス工事業者若しくは団体又は次のイ. からニ. までのいずれかに該当する個人（次のイ. 又はロ. を個人に適用する場合は、当該個人に起因するもの又は当該個人が役員等責任のある立場である場合に限る。）は、原則として審査の対象から除く。

イ. 現に表彰対象の法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則等の処分を受けたもの若しくはそれに類するもの。

ロ. 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないもの。

ハ. 勲章を受けた者、ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者。

ニ. 表彰時において既に死亡している者。

4. 表彰の上申

(1) 産業保安監督部長（各支部長及び那覇産業保安事務所長を含む。以下同じ。）は、ガス保安功労者産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。）表彰（ガス保安功労者原子力安全・保安院長表彰、通商産業局長表彰及び経済産業局長表彰を含む。以下「産業保安監督部長表彰」という。）を受けた者のうちから、特に優良な者を選定し、推薦順位を付して毎年度8月までに大臣官房技術総括・保安審議官に上申するものとする。ただし、産業保安監督部長表彰時と異なる区分の対象者として上申することを妨げない。

(2) 大臣官房技術総括・保安審議官は、特に必要があると認めるときは、産業保安監督部長から上申があった者以外の者について、上申を求めることができる。

(3) 上申時の提出書類及び上申基準等については、大臣官房技術総括・保安審議官が定めるところによる。

5. 審査及び決定

(1) 経済産業大臣は、原則として毎年度10月までに4. (1)により上申のあった者から、審査の上、特に優良と認められる者について経済産業大臣表彰を受ける者として決定する。

(2) 経済産業大臣は、特に必要があると認める場合、4. (1)に定める上申の無かった者についても経済産業大臣表彰を受ける者として決定することができる。

(3) 経済産業大臣表彰の審査は、4. (1)により上申のあった者について、

大臣官房技術総括・保安審議官が別に定めるところにより設置するガス保安功労者経済産業大臣表彰審査会が行う。

- (4) その他経済産業大臣表彰実施に係る詳細は大臣官房技術総括・保安審議官が定めるところによる。
- (5) 経済産業大臣は、経済産業大臣表彰を受けた者のうちから、特に優良と認められる者を選定し、内閣総理大臣に安全功労者内閣総理大臣表彰又は、防災功労者内閣総理大臣表彰の対象者として推薦することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領（内規）（平成17・05・20原第30号）及びガス保安功労者経済産業大臣表彰審査会設置要綱（内規）（平成17・05・20原第30号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前にガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領（内規）（平成17・05・20原第30号）及びガス保安功労者経済産業大臣表彰審査会設置要綱（内規）（平成17・05・20原第30号）の規程により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（20140501商第1号）

この要領は、平成26年6月17日から施行する。

附 則（20210126保第7号）

この要領は、令和3年2月9日から施行する。